

議案第 82 号

議決第 号

始良市出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部
を改正する条例の件

始良市出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を改正
したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第
1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）11月26日提出

始良市長 湯元敏浩

始良市出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例の一部を
改正する条例

始良市出頭人及び参加人に対する実費弁償に関する条例（平成22年始
良市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「始良市報酬及び費用弁償等条例」を「始良市特別職
非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例」に、「別表中「各種専門委員」の
額」を「別表第1中「その他の法令又は条例等に基づく附属機関等の委
員」の額」に改める。

第3条中「始良市報酬及び費用弁償等条例」を「始良市特別職非常勤
職員の報酬及び費用弁償等条例」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。